

委員ご提案の第5回懇談会「議題案」

NO	ご提案頂いた議題案の概要
1	<ul style="list-style-type: none"> ・重層事業(開始時)の周知・宣伝方法について ※情報取得の量と質に格差がある ※広報、ホームページのみでは不十分ではないか
2	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら相談(来庁・電話等)できない人の把握方法 ※情報提供候補者について(民生委員、各相談支援事業所、自治会、地区社協以外にどのような主体が考えられるか) ※情報提供者との恒常的な連携体制について
3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサークルや団体との繋がりを必要としている方の「橋渡し役(コーディネーター)」について ※誰に委ねるのか(どのように育てるのか)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の団体等で、相談者のニーズに応えきれない場合、新たなサークルや組織を作り上げていくことが必要になる。 ※市民活動推進センターや市民団体、商工会等との連携も必要
5	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチを委託したとしても、全てを委託事業者が担うのは困難。継続的な見守りを続ける組織や委嘱ボランティアも必要ではないか
6	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源のリスト化の必要性 ※概要だけでなく、紹介やマッチング・連携に資する情報は盛り込む必要があるのでは ※地域づくりの助言等を行う担当者の必要性
7	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームのイメージについて ・適切な人材の選任 ・4圏域それぞれの特性を考慮できる体制
8	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実現と地域社会の再構築に向け、行政が主導権を持ちながらも、民間の社会資源を活用するとともに、市民の善意と行動力を上手く活性化していくことが求められる。そのための官民合同チームを結成してはどうか
9	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始時に全てを整えることが難しい場合、事業の第2段階・第3段階の整備目標等が盛り込まれた「行動計画」を示す必要があるのでははないか
10	<ul style="list-style-type: none"> ・市が相談対応するとしても、市をサポートする弁護士や警察、心理士等の活用、職員のバックアップ体制を整えることが重要ではないか ※行政だけに背負わせず、民間や専門家との協力が必要ということであれば、児童虐待についての体制が参考になるのでは。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・包括相談支援事業で「断らない相談」を実現するためにはどのようなことが必要か
12	<ul style="list-style-type: none"> ・伴走的支援を多くの人に求めるのは難しいと考える。伴走的支援を機能させるためにはどのようなことが必要か

